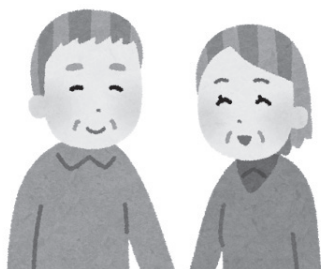


今年度の介護保険料

65歳以上の皆さんの平成27年度の介護保険料が決まりました。

保険料額の通知書と納付書（年金からの天引きの人は通知書のみ）は、7月中旬に発送します。

保険料の納め方は年齢や年金の受給の有無によって異なります。下表でご確認ください。



年齢による納め方の違い

40歳～64歳の人	65歳以上の人
加入している健康保険（会社の社会保険、国民健康保険など）の保険料（税）と一緒に納めます。	健康保険とは別に、町に介護保険料として納めます。納め方は、 普通徴収（納付書・口座振替） と 特別徴収（年金からの天引き） があります。

	普通徴収	特別徴収
対象	年金受給額が年額18万円未満の人	年金受給額が年額18万円以上の人
納め方	送付される納付書や口座振替で、町に納めます。	受給される年金から天引きされます。
納期	7月から翌年3月（年9回） ※年度途中で特別徴収に切り替わる場合があります。	年金の受給月（4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）
その他	<p>特別徴収の対象者でも、年度の途中で次の①～③に当てはまると、一時的に普通徴収となります。</p> <p>① 65歳になった（誕生月の翌月に納付書を送付） ② 東郷町に転入した（転入月の翌月に納付書を送付） ③ 税務申告の修正があり、保険料が変更された</p> <p>※①と②の場合、それぞれ65歳になった日、転入日から数えておおむね半年から1年後に特別徴収に切り替わります。切り替わるときに送付される通知書でご確認ください。</p>	

▼問い合わせ

長寿介護課

☎0561(38)3111

（内線2115）

ご注意ください

特別徴収に切り替わるまでは、納付書や口座振替で納める必要があります。

納付書が届いても「自分は年金天引きだから関係ない」と思って支払わないと、結果的に保険料が滞納になり、必要なときに介護保険サービスが受けられなくなる場合があります。

65 歳以上の皆さんの介護保険料額について

介護保険料額は、前年中の収入や所得に応じて 11 段階で決定します。
下表で各段階の保険料額（年額）をご確認ください。

平成 27 年度介護保険料年額表（所得段階別）

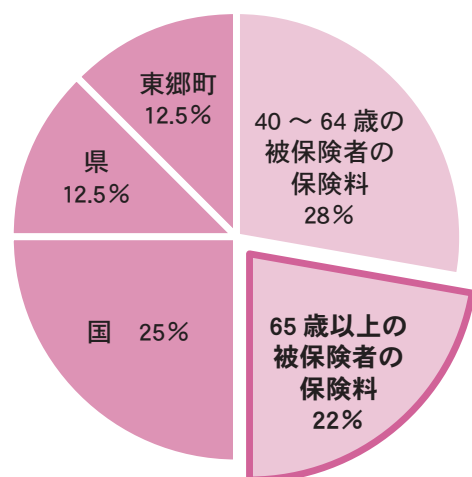
所得段階	対象者	料率	保険料額 (年額)	
第 1 段階	①生活保護受給者 ②世帯全員が町民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が町民税非課税で、本人の年金収入などが 80 万円以下の人	基準額 × 0.45	25,100 円 (※ 2)	
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、 本人の年金収入などが 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	41,900 円 (※ 2)	
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、 本人の年金収入などが 120 万円超の人	基準額 × 0.75	41,900 円 (※ 2)	
第 4 段階	本人が町民税非課税で、世帯に課税者があり、 本人の年金収入などが 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	50,300 円	
第 5 段階	本人が町民税非課税で、世帯に課税者があり、 本人の年金収入などが 80 万円超の人	基準額 (※ 1)	55,900 円	
第 6 段階	本人が町民税課税で 本人の合計所得金額が	120 万円未満の人	基準額 × 1.1	61,500 円
第 7 段階		120 万円以上 190 万円未満の人	基準額 × 1.3	72,700 円
第 8 段階		190 万円以上 290 万円未満の人	基準額 × 1.5	83,900 円
第 9 段階		290 万円以上 400 万円未満の人	基準額 × 1.7	95,100 円
第 10 段階		400 万円以上 700 万円未満の人	基準額 × 1.9	106,300 円
第 11 段階		700 万円以上の人	基準額 × 2.0	111,900 円

※ 1 …基準額は介護サービスにかかる費用と 65 歳以上の人数により各市町村で設定され、**東郷町は 4,664 円（月額）**です。（参考：全国平均は 5,514 円、愛知県平均は 5,191 円）

保険料額（年額）は基準額に所得段階ごとの「料率」と 12（月）を乗じて 100 円未満を切り捨てた金額です。

※ 2 …消費税増税分を財源とした公費の投入により、平成 27 年度、28 年度は第 1 段階の人が、29 年度は、第 1～第 3 段階の人の保険料が軽減されます。

介護保険の財源構成（居宅サービスの場合）



介護保険料は、皆さんが住み慣れた地域でできるだけ長く、安心して暮らしていくための財源として使われています。

この財源は、皆さんに負担していただく保険料と、国や県、町の公費で成り立っています。



介護保険制度が変わります

平成 27 年度介護保険法改正に伴い、平成 27 年 8 月から次の 4 点が変わります。

① 一定以上所得者の負担割合

一定以上の所得がある被保険者は、介護サービス利用時の負担割合が、従来の 1 割から 2 割に変更されます。(64 歳以下は従来通り 1 割)

① 65 歳以上

② 本人の合計所得金額が 160 万円以上

③ 同一世帯の 65 歳以上の人の「**年金収入**」と「**その他の合計所得金額（合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額）**」の合計が、単身で 280 万円以上、または 2 人以上で 346 万円以上の 3 つを満たす人は、2 割負担になります。

また、7 月中に、介護認定を受けているすべての人に「介護保険負担割合証」を発行します。介護サービス利用時には必ずこれを事業所に提示してください。

② 介護保険負担限度額の認定基準

低所得者も施設を利用できるよう、住民税非課税世帯を対象に食費・居住費の補助を行っていますが、その対象者の認定基準に新たな要件が加わります。

【改正前】

・同一世帯員が全員住民税非課税である

【改正後】

・同一世帯員が全員住民税非課税である（世帯分離していても、夫婦は同一世帯とみなします）
・預貯金などが一定額（単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円）を超えていない

平成 26 年 7 月に負担限度額認定を受け、今年度も引き続き対象になる可能性がある人には、申請書を配布（送付）します。ただし、基準が変わったことにより、所得などを審査した結果、対象にならないこともあります。ご了承ください。

③ 高額介護サービス費

現役並みの所得がある世帯は、同じ月に利用した介護サービスの利用者負担が一定限度額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の限度額が引き上げられます。

【改正後】

利用者負担段階区分	限度額
現役並み所得者（※）	44,400 円（世帯）
一般	37,200 円（世帯）
住民税世帯非課税	24,600 円（世帯）
・ 公的年金などの収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下 ・ 老齢福祉年金受給者	15,000 円（個人）
生活保護の受給者など	15,000 円（個人）

※「現役並み所得者」には、65 歳以上で課税所得が 145 万円以上の方が世帯にいる人が該当します。ただし、以下の場合は除きます。

① 世帯内に 65 歳以上の方が 1 人いて、その人の収入が 383 万円未満

② 世帯内に 65 歳以上の方が 2 人以上いて、その人たちの収入の合計が 520 万円未満

④ 高額医療・高額介護合算制度

年間の介護保険と医療保険の利用者負担額が限度額を超えた場合、超過した分を支給していますが、70 歳以下の方は下表のとおり限度額が見直されます。

所得 (基礎控除後の総所得金額など)	改定前	改定後
901 万円超	176 万円	212 万円
600 万円超 901 万円以下	135 万円	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円	67 万円
210 万円以下	63 万円	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円	34 万円

※支給には医療保険窓口への申請が必要です。
※毎年 7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。